

喜多方市地域創生推進市民会議設置要綱

（設置）

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に基づく総合戦略の推進に当たり、広く意見を聴取するため、喜多方市地域創生推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）喜多方市総合戦略の推進に係る検討、実施状況に関すること。
- （2）その他本市の地域活性化の検討に関すること。

（市民会議の構成、委員）

第 3 条 市民会議の構成は、別紙のとおりとする。

- 2 市民会議の委員（以下「委員」という。）は 20 名程度とし、市長が委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げないものとする。

（組織）

第 5 条 市民会議に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、市民会議の事務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 市民会議は、委員長が招集する。ただし、最初が開催される会議は市長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、市民会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（事務局）

第 7 条 市民会議の事務局は、企画政策部企画調整課において行う。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

(別紙 第3条関係 市民会議の構成)

- 1 公募により選出された市民
- 2 特定非営利活動法人
- 3 民間事業者
- 4 市内関係団体
- 5 教育関係機関
- 6 金融機関
- 7 労働団体
- 8 報道機関
- 9 その他市長が必要と認める者